

令和8年
7月1日
施行

埼玉県

カスタマーハラスメント 防止条例

「カスタマーハラスメント」とは、顧客からの無理な要求などにより働く人の環境が害されることをいいます

事業者

(事業主やボランティア団体など)

- ✓ カスハラ防止の方針を立て、就業者からの相談体制を整えていただきます

顧客

- ✓ カスハラへの関心と理解を深め、お店などでの言動に注意しましょう

就業者

(労働者やボランティアなど)

- ✓ カスハラへの関心と理解を深めましょう

事業者団体

(いわゆる業界団体)

- ✓ 事業者のカスハラ対策に協力していただきます

カスタマーハラスメントを防止し、
顧客と働く人が相互に尊重し合える社会の実現へ

